

荇田町フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第2条第3号に規定する不登校児童生徒(以下「不登校児童生徒」という。)の多様な学びの機会を保障するため、荇田町フリースクール等利用児童生徒支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齡児童及び学齡生徒で、町内に住所を有する者をいう。
- (2) フリースクール等 不登校児童生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的な生活習慣の改善のための相談及び支援等を行う施設であって、当該施設の利用について、荇田町教育委員会が別に定める基準に基づき、在籍する学校(以下「在籍学校」という。)の校長が学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第24条第1項に規定する指導要録上の出席扱いとしているものをいう。
- (3) 保護者 親権者、未成年後見人その他児童生徒と生計を一にし、若しくはその監護を行う者又は当該児童生徒が利用しているフリースクール等の授業料等を支払う者をいう。
- (4) 補助対象年度 各年4月1日から翌年3月31日までをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する児童生徒の保護者とする。

- (1) 在籍学校への登校が困難な児童生徒のうち、第7条に規定する申請の日(以下「申請日」という。)前1年の期間において、概ね30日以上在籍学校に登校していないこと。

- (2) 当該児童生徒がフリースクール等を利用していること。
- (3) 町内に住所を有すること。
- (4) 第5条に規定する補助対象経費について、国、県、市町村その他の団体から補助を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、児童生徒によるフリースクール等の利用とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、補助対象者がフリースクール等を運営する民間事業者を支払う授業料等(通学費その他定期的に支払う経費であって、教育委員会が授業料に準ずるものとして認めるものに限る。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、学校の夏季休業期間に当たることを踏まえ、8月の利用に係る経費は、補助対象外とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。この場合において、支給額の端数処理は、補助対象年度分の合算額について行う。)とし、予算の範囲内において教育委員会が定める。ただし、上限額は、月額5,000円とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助対象年度の利用分について、当該補助対象年度の3月31日までに、苜田町フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請書兼実績報告書(兼請求書)(様式第1号)に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に申請、実績報告及び請求(以下「交付申請等」という。)をしなければならない。

2 申請は、同一児童生徒につき補助対象年度1回限りとする。

(交付決定及び額の確定)

第8条 教育委員会は、前条の交付申請等を受けたときは、当該交付申請等に係る書

類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により，その交付申請等に係る補助事業の内容及び成果が適正であるかどうかを調査し，補助金の交付の可否を決定し，交付決定をした場合は，交付すべき補助金の額を確定し，荻田町フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付(不交付)決定兼額確定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は，令和8年4月1日から施行する。